

## 介護報酬の算定構造

## 介護サービス

:令和8年6月改定箇所

- I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造
- 1 訪問介護費
  - 2 訪問入浴介護費
  - 3 訪問看護費
  - 4 訪問リハビリテーション費
  - 5 居宅療養管理指導費
  - 6 通所介護費
  - 7 通所リハビリテーション費
  - 8 短期入所生活介護費
  - 9 短期入所療養介護費
    - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
    - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
    - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
    - ニ (削除)
    - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
  - 10 特定施設入居者生活介護費
  - 11 福祉用具貸与費
- II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造
- 居宅介護支援費
- III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造
- 1 介護福祉施設サービス
  - 2 介護保健施設サービス
  - 3 (削除)
  - 4 介護医療院サービス

## [脚注]

## 1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位	⇒	所定単位数	+	〇〇単位
-〇〇単位	⇒	所定単位数	-	〇〇単位
×〇〇/100	⇒	所定単位数	×	〇〇/100
+〇〇/100	⇒	所定単位数	+	所定単位数×〇〇/100
-〇〇/100	⇒	所定単位数	-	所定単位数×〇〇/100



2 訪問入浴介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務経統計画未策定減算	注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費	(1回につき 1,266単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算	(1月につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)								
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)								
ニ 看取り連携体制加算	(死亡日及び死亡日以前30日以下に限り1回につき +64単位)								
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)								
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)								
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)								
ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計							
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ								
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ								
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ								
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)								
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)								

：「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

3 訪問看護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の看護記録又は看護計画による訪問を行った場合算定可能 (314単位)	×90/100																				
	(2) 30分未満 (471単位)																					
	(3) 30分以上1時間未満 (823単位)																					
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,128単位)																					
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (294単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100																					
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の看護記録又は看護計画による訪問を行った場合算定可能 (266単位)	×90/100	-1/100	-1/100																		
	(2) 30分未満 (399単位)																					
	(3) 30分以上1時間未満 (574単位)																					
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (844単位)																					
ハ 定期巡回・随時対応型訪問看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,961単位)	看護記録による訪問が1回未満の場合 ×98/100																					
ニ 初回加算	(1)初回加算(Ⅰ) (1月につき +380単位)																					
	(2)初回加算(Ⅱ) (1月につき +300単位)																					
ホ 遠隔時共同指導加算	(1月につき +600単位)																					
ヘ 看護・介護職員連携強化加算	(1月につき +250単位)																					
コ 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +550単位)																					
	(2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)																					
ク ロ 看護体制強化加算 (1回につき +50単位(1月に1回を算定))																						
リ サービス提供体制強化加算	(1)イ及びロを算定する場合 (二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)																					
	(2)イを算定する場合 (一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +50単位) (二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +25単位)																					

※ 1月以内の2回以上の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注				
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 308単位	-1/100	-1/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	リハビリテーションマネジメント加算(イ) 1月につき +180単位 リハビリテーションマネジメント加算(ロ) 1月につき +213単位	事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合 1月につき +270単位	1日につき +240単位 (退院前1日又は訪問開始日から3月以内の期間に、1週間に2日を限度)	1回につき +50単位 (1月に1回を限度)	1回につき -50単位 (退院後1月以内であった医療機関の医師からの情報提供があった利用者の場合は算定しない)
	介護老人保健施設の場合													
	介護医療院の場合													
ロ 退院時共同指導加算 (600単位を加算)														
ハ 移行支援加算 (1日につき 17単位を加算)														
ニ サービス提供体制強化加算														
ホ 介護職員等処遇改善加算 (1月につき 十所定単位×15/1000)														
注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計														
注 「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額管理の算定の際、当該減算前の単位数を算入														

5 居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注	注	注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (515単位)	+15/100	+10/100	+5/100	
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (487単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (446単位)				
(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (299単位)					
	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (287単位)					
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (260単位)					
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (517単位)					
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (487単位)					
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (441単位)					
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (566単位)	+100単位			+250単位
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (417単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (380単位)				
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (518単位)				
(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (379単位)						
(三) (一)及び(二)以外の場合 (342単位)						
(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月4回を限度) (46単位)						
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (545単位)	+15/100	+10/100	+5/100	
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (487単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (444単位)				
(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (525単位)					
	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (467単位)					
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (424単位)					
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (362単位)					
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (326単位)					
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (295単位)					

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者、中心静脈栄養患者及び心不全や呼吸不全で麻薬注射剤を使用する患者については、週2回かつ月8回算定できる。  
 ※ ニについて、計画的な医学管理を行っている医師が、当該利用者の急性増悪等により一時的に頻回の栄養管理を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日から30日間に限って、さらに2回を限度として算定できる。  
 ※ ホについて、がん末期の患者については、月6回を限度として算定できる。











9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
		夜勤を行う職員が勤務したくない場合	利用者の数及び入所者の数の合計が入所定員を超える場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーがユニット毎に配置されていない場合	身体拘束等禁止措置実施	高齢者虐待防止措置実施	業務継続計画未策定減算													
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>【基本型】	要介護1 ( 753 単位) 要介護2 ( 801 単位) 要介護3 ( 864 単位) 要介護4 ( 918 単位) 要介護5 ( 971 単位)																		
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <在宅強化型>	要介護1 ( 819 単位) 要介護2 ( 893 単位) 要介護3 ( 958 単位) 要介護4 ( 1,017 単位) 要介護5 ( 1,074 単位)																		
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (iii) <多床室>【基本型】	要介護1 ( 830 単位) 要介護2 ( 880 単位) 要介護3 ( 944 単位) 要介護4 ( 997 単位) 要介護5 ( 1,052 単位)																		
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (iv) <多床室>【在宅強化型】	要介護1 ( 902 単位) 要介護2 ( 979 単位) 要介護3 ( 1,044 単位) 要介護4 ( 1,102 単位) 要介護5 ( 1,161 単位)																		
	(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) <療養型老健:看護職員を配置>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>【療養型】	要介護1 ( 790 単位) 要介護2 ( 830 単位) 要介護3 ( 892 単位) 要介護4 ( 1,071 単位) 要介護5 ( 1,150 単位)																		
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <多床室>【療養型】	要介護1 ( 870 単位) 要介護2 ( 956 単位) 要介護3 ( 1,074 単位) 要介護4 ( 1,154 単位) 要介護5 ( 1,231 単位)																		
		(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (III) <療養型老健:看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>【療養型】	要介護1 ( 790 単位) 要介護2 ( 866 単位) 要介護3 ( 955 単位) 要介護4 ( 1,043 単位) 要介護5 ( 1,121 単位)																	
			b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <多床室>【療養型】	要介護1 ( 870 単位) 要介護2 ( 949 単位) 要介護3 ( 1,046 単位) 要介護4 ( 1,124 単位) 要介護5 ( 1,203 単位)																	
	(四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (IV) <特別介護老人保健施設短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 ( 738 単位) 要介護2 ( 784 単位) 要介護3 ( 849 単位) 要介護4 ( 901 単位) 要介護5 ( 953 単位)																		
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1 ( 813 単位) 要介護2 ( 863 単位) 要介護3 ( 925 単位) 要介護4 ( 977 単位) 要介護5 ( 1,031 単位)																		
		(1) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I)	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>【基本型】	要介護1 ( 836 単位) 要介護2 ( 883 単位) 要介護3 ( 948 単位) 要介護4 ( 1,003 単位) 要介護5 ( 1,056 単位)	×97/100	×70/100	×70/100														
			b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型個室>【在宅強化型】	要介護1 ( 906 単位) 要介護2 ( 983 単位) 要介護3 ( 1,048 単位) 要介護4 ( 1,106 単位) 要介護5 ( 1,165 単位)																	
	(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	a 経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室の多床室>【基本型】	c 経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室の多床室>【基本型】	要介護1 ( 836 単位) 要介護2 ( 883 単位) 要介護3 ( 948 単位) 要介護4 ( 1,003 単位) 要介護5 ( 1,056 単位)																	
			d 経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型個室の多床室>【在宅強化型】	要介護1 ( 906 単位) 要介護2 ( 983 単位) 要介護3 ( 1,048 単位) 要介護4 ( 1,106 単位) 要介護5 ( 1,165 単位)																	
		b 経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型個室の多床室>【療養型】	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>【療養型】	要介護1 ( 959 単位) 要介護2 ( 1,043 単位) 要介護3 ( 1,162 単位) 要介護4 ( 1,242 単位) 要介護5 ( 1,319 単位)																	
			b 経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要介護1 ( 959 単位) 要介護2 ( 1,037 単位) 要介護3 ( 1,135 単位) 要介護4 ( 1,213 単位) 要介護5 ( 1,291 単位)																	
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>	要介護1 ( 818 単位) 要介護2 ( 866 単位) 要介護3 ( 926 単位) 要介護4 ( 983 単位) 要介護5 ( 1,035 単位)																			
	b 経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 818 単位) 要介護2 ( 866 単位) 要介護3 ( 926 単位) 要介護4 ( 983 単位) 要介護5 ( 1,035 単位)																			
(一) 3時間以上4時間未満	( 664 単位)																				
(二) 4時間以上6時間未満	( 927 単位)																				
(三) 6時間以上8時間未満	( 1,296 単位)																				

注 特別療養費

(一) 療養体制維持特別加算 (I)	(1日につき 27単位を加算)
(二) 療養体制維持特別加算 (II)	(1日につき 57単位を加算)

(4) 総合医学管理加算	(利用中に10日を限度に、1日につき275単位を加算)
(5) 口腔嚥下強化加算	(1回につき 50単位を加算(1月に1回を限度))
(6) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))

(7) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 (I)	(1日につき 3単位を加算)
	(二) 認知症専門ケア加算 (II)	(1日につき 4単位を加算)

(8) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時施設療養管理	療養型老健以外の場合 (1月に10日を限度に、1日につき518単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に10日を限度に、1日につき518単位を算定)
	(二) 特定治療	(1月に10日を限度に、1日につき518単位を算定)

(9) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算 (I)	(1月につき 100単位を加算)
	(二) 生産性向上推進体制加算 (II)	(1月につき 10単位を加算)

(10) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I)	(1日につき 22単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算 (II)	(1日につき 18単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算 (III)	(1日につき 6単位を加算)

(11) 介護職員等処遇改善加算	(イ) 介護職員等処遇改善加算 (I) (a)	(1月につき +所定単位×90/1000)
	(イ) 介護職員等処遇改善加算 (I) (b)	(1月につき +所定単位×97/1000)
	(イ) 介護職員等処遇改善加算 (I) (c)	(1月につき +所定単位×86/1000)
	(イ) 介護職員等処遇改善加算 (I) (d)	(1月につき +所定単位×93/1000)
	(イ) 介護職員等処遇改善加算 (I) (e)	(1月につき +所定単位×69/1000)

注 所定単位は、(1)から(10)までにより算定した単位数の合計

：「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目



ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注 利用者の数及び 入院患者の数の 合計数が入院患 者の定員を超える 場合	注 常勤のユニットワ ーカーをユニット毎 に配置していない等 ユニットケアにお ける体制が未整備 である場合	注 身体拘束廃止未 実施減算	注 高齢者虐待防止 措置未実施減算	注 業務継続計画未 策定減算	注 廊下幅が設備基 準を満たさない場 合	注 食堂を有しない場 合	注 認知症行動・心理 症状緊急対応加 算	注 緊急短期入所 受入加算	注 若年性認知症利 用者受入加算	注 利用者に対して送 迎を行う場合																				
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費(I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (705 単位) 要介護2 (756 単位) 要介護3 (806 単位) 要介護4 (857 単位) 要介護5 (908 単位)	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	診療所設備基準 減算 1日につき -60単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 (7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位																				
		b 診療所短期入所療養介護費(ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (732 単位) 要介護2 (786 単位) 要介護3 (839 単位) 要介護4 (893 単位) 要介護5 (946 単位)																													
		c 診療所短期入所療養介護費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (723 単位) 要介護2 (775 単位) 要介護3 (827 単位) 要介護4 (879 単位) 要介護5 (932 単位)																													
		d 診療所短期入所療養介護費(iv) <多床室>	要介護1 (813 単位) 要介護2 (864 単位) 要介護3 (916 単位) 要介護4 (965 単位) 要介護5 (1,016 単位)																													
		e 診療所短期入所療養介護費(v) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (847 単位) 要介護2 (901 単位) 要介護3 (954 単位) 要介護4 (1,006 単位) 要介護5 (1,059 単位)																													
		f 診療所短期入所療養介護費(vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (835 単位) 要介護2 (888 単位) 要介護3 (941 単位) 要介護4 (992 単位) 要介護5 (1,045 単位)																													
	(二) 診療所短期入所療養介護費(II) 看護・介護 <3:1>	a 診療所短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (624 単位) 要介護2 (670 単位) 要介護3 (715 単位) 要介護4 (762 単位) 要介護5 (807 単位)										×97/100	-1/100	-1/100	-1/100	診療所設備基準 減算 1日につき -60単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 (7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	1日につき +120単位	1日につき +60単位	片道につき +184単位										
		b 診療所短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (734 単位) 要介護2 (779 単位) 要介護3 (825 単位) 要介護4 (871 単位) 要介護5 (917 単位)																													
		(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	要介護1 (835 単位) 要介護2 (887 単位) 要介護3 (937 単位) 要介護4 (988 単位) 要介護5 (1,039 単位)																													
		(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 (864 単位) 要介護2 (918 単位) 要介護3 (970 単位) 要介護4 (1,022 単位) 要介護5 (1,076 単位)																													
		(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 (854 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (959 単位) 要介護4 (1,010 単位) 要介護5 (1,062 単位)																													
		(四) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (835 単位) 要介護2 (887 単位) 要介護3 (937 単位) 要介護4 (988 単位) 要介護5 (1,039 単位)																													
	(五) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (864 単位) 要介護2 (918 単位) 要介護3 (970 単位) 要介護4 (1,022 単位) 要介護5 (1,076 単位)																														
	(六) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (854 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (959 単位) 要介護4 (1,010 単位) 要介護5 (1,062 単位)																														
	(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (684 単位) (二) 4時間以上6時間未満 (948 単位) (三) 6時間以上8時間未満 (1,316 単位)																														
	(4) 口腔連携強化加算	(1回につき 50単位を加算(1月に1回を限度))																														
	(5) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																														
	(6) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(I)	(1日につき 3単位を加算)																													
		(二) 認知症専門ケア加算(II)	(1日につき 4単位を加算)																													
	(7) 特定診療費																															
	(8) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(I)	(1月につき 100単位を加算)																													
		(二) 生産性向上推進体制加算(II)	(1月につき 10単位を加算)																													
	(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)	(1日につき 22単位を加算)																													
		(二) サービス提供体制強化加算(II)	(1日につき 18単位を加算)																													
(三) サービス提供体制強化加算(III)		(1日につき 6単位を加算)																														
(10) 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算(I)イ	(1月につき +所定単位×62/1000)	注 所定単位は、(1)から(9)までにより算定した単位数の合計																													
	(二) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ	(1月につき +所定単位×66/1000)																														
	(三) 介護職員等処遇改善加算(II)イ	(1月につき +所定単位×58/1000)																														
	(四) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ	(1月につき +所定単位×62/1000)																														
	(五) 介護職員等処遇改善加算(III)	(1月につき +所定単位×47/1000)																														
	(六) 介護職員等処遇改善加算(IV)	(1月につき +所定単位×40/1000)																														

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																					
基本部分			夜間勤務等 加算	利用者の数 及び介護員 の合計数が 入所者の定員 を超える場合	医師、薬剤師、 看護師、介護 福祉士の員数 が基準に満た ない場合	看護部長が専 任に配置され ない場合	常勤のユニッ トリーダー等 に20/100を 乗じて算出さ れる場合	身体拘束止 止薬の投与 回数	高齢者虐待 防止対策 の実施状況	業務継続計 画の策定状況	療養環境の基 準(居室)に 満たない場合	療養環境の基 準(食事)に 満たない場合	療料相対 加算	夜間勤務等 加算	認知症行動 心療ケア等 加算	緊急短期入 所受入加算	若年性認知 症利用者受 入加算	利用者に対 して夜間 加算																		
(1) I型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	(一) I型介護医療院短期入所療養介護費(1)	a I型介護医療院短期入所療養介護費(1) <従来型個室>	要介護1 (778 単位)	1日につき -25単位	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき +23単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 (7日(中心を 得ない)等 がある場合 は14日(を 限度))	1日につき +120単位	1日につき +184単位																	
		要介護2 (893 単位)																																		
		要介護3 (1,136 単位)																																		
		要介護4 (1,240 単位)																																		
		要介護5 (1,333 単位)																																		
	(二) I型介護医療院短期入所療養介護費(2)	a I型介護医療院短期入所療養介護費(2) <従来型個室>	要介護1 (894 単位)																																	
		要介護2 (1,006 単位)																																		
		要介護3 (1,250 単位)																																		
		要介護4 (1,353 単位)																																		
		要介護5 (1,446 単位)																																		
	(三) I型介護医療院短期入所療養介護費(3)	a I型介護医療院短期入所療養介護費(3) <従来型個室>	要介護1 (768 単位)																																	
		要介護2 (879 単位)																																		
要介護3 (1,119 単位)																																				
要介護4 (1,222 単位)																																				
要介護5 (1,314 単位)																																				
(2) II型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	(一) II型介護医療院短期入所療養介護費(1)	a II型介護医療院短期入所療養介護費(1) <従来型個室>	要介護1 (731 単位)	1日につき -25単位	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき +14単位	1日につき +14単位	1日につき +14単位	1日につき +14単位	1日につき +14単位	1日につき +14単位																	
		要介護2 (829 単位)																																		
		要介護3 (1,044 単位)																																		
		要介護4 (1,135 単位)																																		
		要介護5 (1,217 単位)																																		
	(二) II型介護医療院短期入所療養介護費(2)	a II型介護医療院短期入所療養介護費(2) <従来型個室>	要介護1 (846 単位)																																	
		要介護2 (945 単位)																																		
		要介護3 (1,157 単位)																																		
		要介護4 (1,249 単位)																																		
		要介護5 (1,331 単位)																																		
	(三) II型介護医療院短期入所療養介護費(3)	a II型介護医療院短期入所療養介護費(3) <従来型個室>	要介護1 (715 単位)																																	
		要介護2 (813 単位)																																		
要介護3 (1,027 単位)																																				
要介護4 (1,117 単位)																																				
要介護5 (1,200 単位)																																				
(3) 特別介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 特別介護医療院短期入所療養介護費(1)	a 特別介護医療院短期入所療養介護費(1) <従来型個室>	要介護1 (821 単位)	1日につき -25単位	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき +14単位	1日につき +14単位	1日につき +14単位	1日につき +14単位	1日につき +14単位	1日につき +14単位																	
		要介護2 (929 単位)																																		
		要介護3 (1,156 単位)																																		
		要介護4 (1,247 単位)																																		
		要介護5 (1,329 単位)																																		
	(二) 特別介護医療院短期入所療養介護費(2)	a 特別介護医療院短期入所療養介護費(2) <従来型個室>	要介護1 (822 単位)																																	
		要介護2 (929 単位)																																		
		要介護3 (1,156 単位)																																		
		要介護4 (1,247 単位)																																		
		要介護5 (1,329 単位)																																		
	(4) ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(1)	a ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室>																	要介護1 (911 単位)	1日につき -25単位	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき +14単位	1日につき +14単位	1日につき +14単位	1日につき +14単位	1日につき +14単位	1日につき +14単位
			要介護2 (1,023 単位)																																	
要介護3 (1,268 単位)																																				
要介護4 (1,371 単位)																																				
要介護5 (1,464 単位)																																				
(二) ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(2)		a ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(2) <ユニット型個室>	要介護1 (911 単位)																																	
		要介護2 (1,023 単位)																																		
		要介護3 (1,268 単位)																																		
		要介護4 (1,371 単位)																																		
		要介護5 (1,464 単位)																																		
(5) ユニット型II型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)		(一) ユニット型II型介護医療院短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室>	a ユニット型II型介護医療院短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室>	要介護1 (911 単位)	1日につき -25単位	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき +14単位	1日につき +14単位	1日につき +14単位	1日につき +14単位	1日につき +14単位	1日につき +14単位																
			要介護2 (1,014 単位)																																	
	要介護3 (1,241 単位)																																			
	要介護4 (1,337 単位)																																			
	要介護5 (1,424 単位)																																			
	(二) 経過的ユニット型II型介護医療院短期入所療養介護費(2) <ユニット型個室の多床室>	a ユニット型II型介護医療院短期入所療養介護費(2) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (910 単位)																																	
		要介護2 (1,014 単位)																																		
		要介護3 (1,241 単位)																																		
		要介護4 (1,337 単位)																																		
		要介護5 (1,424 単位)																																		
	(6) ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室>	a ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室>	要介護1 (859 単位)																	1日につき -25単位	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき +14単位	1日につき +14単位	1日につき +14単位	1日につき +14単位	1日につき +14単位	1日につき +14単位
			要介護2 (963 単位)																																	
要介護3 (1,193 単位)																																				
要介護4 (1,289 単位)																																				
要介護5 (1,376 単位)																																				
(二) 経過的ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費(2) <ユニット型個室の多床室>		a ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費(2) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (859 単位)																																	
		要介護2 (963 単位)																																		
		要介護3 (1,193 単位)																																		
		要介護4 (1,289 単位)																																		
		要介護5 (1,376 単位)																																		
(7) 特定介護医療院短期入所療養介護費		(一) ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室の多床室>	a ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (867 単位)	1日につき -25単位	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき +14単位	1日につき +14単位	1日につき +14単位	1日につき +14単位	1日につき +14単位	1日につき +14単位																
			要介護2 (966 単位)																																	
	要介護3 (1,181 単位)																																			
	要介護4 (1,273 単位)																																			
	要介護5 (1,354 単位)																																			
	(二) 経過的ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費(2) <ユニット型個室の多床室>	a ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費(2) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (867 単位)																																	
		要介護2 (966 単位)																																		
		要介護3 (1,181 単位)																																		
		要介護4 (1,273 単位)																																		
		要介護5 (1,354 単位)																																		
	(三) 3時間以上4時間未満 (684 単位)																																			
	(四) 4時間以上6時間未満 (948 単位)																																			
(五) 6時間以上8時間未満 (1,316 単位)																																				

※ 夜間勤務等加算を適用する場合には、夜間勤務等加算を適用しない。  
 ※ (3)及び(6)を適用する場合には、(3)(2)を適用しない。

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (542 単位) 要介護2 (609 単位) 要介護3 (679 単位) 要介護4 (744 単位) 要介護5 (813 単位)	×70/100	-10/100																
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 84単位)		×70/100	-1/100																
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき)※	要介護1 (542 単位) 要介護2 (609 単位) 要介護3 (679 単位) 要介護4 (744 単位) 要介護5 (813 単位)	×70/100																	

ニ 通院・通所待機加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)

ホ 送迎待機提供加算 (イを算定する場合のみ算定) (250単位)

ヘ 曹取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	注
(1)曹取り介護加算(Ⅰ)	(1) 死亡日以前31日以上45日以下 (1日につき 72単位を加算) (2) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算) (3) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算) (4) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)
(2)曹取り介護加算(Ⅱ)	(1) 死亡日以前31日以上45日以下 (1日につき 672単位を加算) (2) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 644単位を加算) (3) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 1,180単位を加算) (4) 死亡日 (1日につき 1,780単位を加算)

ト 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)

(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)  
(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)

チ 高齢者施設等感染対策向上加算

(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算)  
(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)

リ 新興感染症等施設対策費 (1月に1回、連続する5日を限度に 240単位を算定)

ヌ 生産性向上推進体制加算 (イ又はハを算定する場合のみ算定)

(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)  
(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)

ル サービス提供体制強化加算

(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)  
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)  
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

ヲ 介護職員等処遇改善加算	注
(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×1.08/1,000)	※ 所定単位は、イからルまでより算定した単位数の合計
(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×1.09/1,000)	
(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×1.12/1,000)	
(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×1.14/1,000)	
(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +所定単位×1.16/1,000)	
(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき +所定単位×1.18/1,000)	

※ 限度額 要介護1 16,355単位  
要介護2 18,362単位  
要介護3 20,490単位  
要介護4 22,435単位  
要介護5 24,533単位

※ 短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれる。

11 福祉用具貸与費

基本部分	注	注	注	注
要いす 要いす付具品 特殊寝台 特殊寝台付具品 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行補助具 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動歩行支援装置		-1/100	-1/100	

注：「特別地域福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 要介護1の者については、要いす、要いす付具品、特殊寝台、特殊寝台付具品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。  
自動歩行支援装置については要介護1から要介護3の者については算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く)

※ 高齢者虐待防止措置未実施減算については令和9年4月1日から適用する。

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務経統計画未策定減算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅介護支援を行う場合	注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費(I)	(一) 居宅介護支援費(i)	要介護1・2 ( 1,086単位 )	-1/100	-1/100	×95/100	(運営基準減算の場合) ×50/100  (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
			要介護3・4・5 ( 1,411単位 )								
		(二) 居宅介護支援費(ii)	要介護1・2 ( 544単位 )								
			要介護3・4・5 ( 704単位 )								
		(三) 居宅介護支援費(iii)	要介護1・2 ( 326単位 )								
			要介護3・4・5 ( 422単位 )								
	(2)居宅介護支援費(II)	(一) 居宅介護支援費(i)	要介護1・2 ( 1,086単位 )								
			要介護3・4・5 ( 1,411単位 )								
		(二) 居宅介護支援費(ii)	要介護1・2 ( 527単位 )								
			要介護3・4・5 ( 683単位 )								
		(三) 居宅介護支援費(iii)	要介護1・2 ( 316単位 )								
			要介護3・4・5 ( 410単位 )								
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)											
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(I) (1月につき +519単位)										
	(2) 特定事業所加算(II) (1月につき +421単位)										
	(3) 特定事業所加算(III) (1月につき +323単位)										
	(4) 特定事業所加算(A) (1月につき +114単位)										
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき +125単位)											
ホ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(I) (1月につき +250単位)										
	(2) 入院時情報連携加算(II) (1月につき +200単位)										
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(I)イ (+450単位)										
	(2) 退院・退所加算(I)ロ (+600単位)										
	(3) 退院・退所加算(II)イ (+600単位)										
	(4) 退院・退所加算(II)ロ (+750単位)										
	(5) 退院・退所加算(III) (+900単位)										
ト 通院時情報連携加算 (1月につき +50単位)											
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)											
リ ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合		(+400単位)								
ヌ 介護職員等処遇改善加算 (1月につき +所定単位×21/1000)				注 所定単位は、イからリまでにより算定した単位数の合計							

※居宅介護支援費(I)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(ii)を、60件以上の部分については(iii)を算定する。  
 ※居宅介護支援費(II)については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については(ii)を、60件以上の部分については(iii)を算定する。





注 特別療養費					
注 療養体制維持特別加算	イ 療養体制維持特別加算(Ⅰ)	(1日につき 27単位を加算)			
	ロ 療養体制維持特別加算(Ⅱ)	(1日につき 57単位を加算)			
ハ 初期加算	(1) 初期加算(Ⅰ)	(1日につき 60単位を加算)			
	(2) 初期加算(Ⅱ)	(1日につき 30単位を加算)			
ニ 退所時栄養情報連携加算(※2)		(1月につき1回を限度として70単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。		
ホ 再入所時栄養連携加算(※2)		(入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。		
ヘ 入所前後訪問指導加算(Ⅰ)(※2)	在宅強化型の場合	(1回につき 450単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定		
	在宅強化型以外の場合	(1回につき 450単位を加算)			
ヘ 入所前後訪問指導加算(Ⅱ)(※2)	在宅強化型の場合	(1回につき 480単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合に算定		
	在宅強化型以外の場合	(1回につき 480単位を加算)			
ト 退所時等支援加算(※2)	(1) 退所時等支援加算	(一) 試行的退所指導加算	(400単位)	注 入所期間が1月を超える入所者が試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合	
		(二) 退所時情報提供加算	退所時情報提供加算(Ⅰ)	(500単位)	注 原宅等に退所した場合に、入所者の主治医等に対して、当該入所者の診療情報、心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合
			退所時情報提供加算(Ⅱ)	(250単位)	注 退所後医療機関に入院した場合に、当該医療機関に対して、入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合
			退所時情報提供加算(Ⅲ)	(400単位)	注 在宅介護支援事業者と入所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	(2) 訪問看護指示加算	(入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)			
チ 協力医療機関連携加算	(1) 前診・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合	(1月につき 50単位を加算)			
	(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合	(1月につき 5単位を加算)			
リ 栄養マネジメント強化加算		(1日につき 11単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。		
ヌ 経口移行加算(※2)		(1日につき 28単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。		
ル 経口維持加算(※2)	(1) 経口維持加算(Ⅰ)	(1月につき 400単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。		
	(2) 経口維持加算(Ⅱ)	(1月につき 100単位を加算)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。		
ヲ 口腔衛生管理加算(※2)	(1) 口腔衛生管理加算(Ⅰ)	(1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合		
	(2) 口腔衛生管理加算(Ⅱ)	(1月につき 110単位を加算)			
ワ 療養加算		(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))			
カ 在宅復帰支援機能加算		(療養型老健に限り1日につき 10単位を加算)			
ヨ かかりつけ医連携薬剤調整加算(※2)	(1) かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	(入所者1人につき1回を限度として140単位を加算)		
		かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	(入所者1人につき1回を限度として70単位を加算)		
	(2) かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	(入所者1人につき1回を限度として240単位を加算)			
タ 緊急時施設療養費	(1) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合	(1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)		
		療養型老健の場合	(1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)		
(2) 特定治療					
シ 所定疾患施設療養費(※2)	(1) 所定疾患施設療養費(Ⅰ)	(1月に1回7日を限度に、1日につき239単位を算定)			
	(2) 所定疾患施設療養費(Ⅱ)	(1月に1回10日を限度に、1日につき480単位を算定)			
ソ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)			
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)			
ツ 認知症チームケア推進加算	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	(1月につき 150単位を加算)			
	(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	(1月につき 120単位を加算)			
ネ 認知症行動・心理状態緊急対応加算	療養型老健以外の場合	(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)			
	療養型老健の場合	(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)			
ナ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(※2)	(1) リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)	(1月につき 53単位を加算)			
	(2) リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	(1月につき 33単位を加算)			
ラ 褥瘡マネジメント加算(※2) (イ(1)、ロ(1)を算定する場合のみ算定)	(1) 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	(1月につき 3単位を加算)			
	(2) 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	(1月につき 13単位を加算)			
ム 排せつ支援加算(※2)	(1) 排せつ支援加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を加算)			
	(2) 排せつ支援加算(Ⅱ)	(1月につき 15単位を加算)			
	(3) 排せつ支援加算(Ⅲ)	(1月につき 20単位を加算)			
ウ 自立支援促進加算(※2)		(1月につき 300単位を加算)			
キ 科学的介護推進体制加算(※2)	(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 40単位を加算)			
	(2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 60単位を加算)			
フ 安全対策体制加算(※2)		(入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)			
チ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を加算)			
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	(1月につき 5単位を加算)			
ク 新興感染症等施設療養費		(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)			
ヤ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)			
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)			
マ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)			
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)			
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)			
ケ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	(1月につき +所定単位×90/1000)	注 所定単位は、イからマまでにより算定した単位数の合計		
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	(1月につき +所定単位×87/1000)			
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ハ	(1月につき +所定単位×84/1000)			
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ニ	(1月につき +所定単位×81/1000)			
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×78/1000)			
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×75/1000)			

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。  
※ イ(4)及びロ(4)を適用する場合には、(※2)を適用しない。

4 介護医療院サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注													
			夜勤を行う職員の数 勤務条件基準を 満たさない場合	入所者の数が入 所者の定員を超 える場合	医師、薬剤師、看 護士、介護職員、 介護士、介護士 の員数が基準 に満たない場合	又 は																						
イ I型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) I型 介護医療院 サービス費(Ⅰ)	(一) I型介護医療院 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 721 単位) 要介護2 ( 832 単位) 要介護3 ( 1,070 単位) 要介護4 ( 1,172 単位) 要介護5 ( 1,263 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100													
		(二) I型介護医療院 サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 ( 833 単位) 要介護2 ( 943 単位) 要介護3 ( 1,182 単位) 要介護4 ( 1,283 単位) 要介護5 ( 1,375 単位)																									
	(2) I型 介護医療院 サービス費(Ⅱ)	(一) I型介護医療院 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 711 単位) 要介護2 ( 820 単位) 要介護3 ( 1,055 単位) 要介護4 ( 1,155 単位) 要介護5 ( 1,245 単位)																									
		(二) I型介護医療院 サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 ( 821 単位) 要介護2 ( 930 単位) 要介護3 ( 1,165 単位) 要介護4 ( 1,264 単位) 要介護5 ( 1,355 単位)																									
	(3) I型 介護医療院 サービス費(Ⅲ)	(一) I型介護医療院 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 694 単位) 要介護2 ( 804 単位) 要介護3 ( 1,039 単位) 要介護4 ( 1,138 単位) 要介護5 ( 1,228 単位)																									
		(二) I型介護医療院 サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 ( 805 単位) 要介護2 ( 914 単位) 要介護3 ( 1,148 単位) 要介護4 ( 1,248 単位) 要介護5 ( 1,338 単位)																									
ロ II型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) II型 介護医療院 サービス費(Ⅰ)	(一) II型介護医療院 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 675 単位) 要介護2 ( 771 単位) 要介護3 ( 981 単位) 要介護4 ( 1,069 単位) 要介護5 ( 1,149 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100													
		(二) II型介護医療院 サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 ( 786 単位) 要介護2 ( 883 単位) 要介護3 ( 1,092 単位) 要介護4 ( 1,181 単位) 要介護5 ( 1,261 単位)																									
	(2) II型 介護医療院 サービス費(Ⅱ)	(一) II型介護医療院 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 659 単位) 要介護2 ( 755 単位) 要介護3 ( 963 単位) 要介護4 ( 1,053 単位) 要介護5 ( 1,133 単位)																									
		(二) II型介護医療院 サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 ( 770 単位) 要介護2 ( 867 単位) 要介護3 ( 1,075 単位) 要介護4 ( 1,165 単位) 要介護5 ( 1,245 単位)																									
	(3) II型 介護医療院 サービス費(Ⅲ)	(一) II型介護医療院 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 648 単位) 要介護2 ( 743 単位) 要介護3 ( 952 単位) 要介護4 ( 1,042 単位) 要介護5 ( 1,121 単位)																									
		(二) II型介護医療院 サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 ( 759 単位) 要介護2 ( 855 単位) 要介護3 ( 1,064 単位) 要介護4 ( 1,154 単位) 要介護5 ( 1,234 単位)																									
ハ 特別 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) I型特別 介護医療院 サービス費	(一) I型特別介護医療院 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 661 単位) 要介護2 ( 763 単位) 要介護3 ( 988 単位) 要介護4 ( 1,081 単位) 要介護5 ( 1,168 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100													
		(二) I型特別介護医療院 サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 ( 764 単位) 要介護2 ( 869 単位) 要介護3 ( 1,091 単位) 要介護4 ( 1,186 単位) 要介護5 ( 1,271 単位)																									
	(2) II型特別 介護医療院 サービス費	(一) II型特別介護医療院 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 614 単位) 要介護2 ( 707 単位) 要介護3 ( 905 単位) 要介護4 ( 991 単位) 要介護5 ( 1,066 単位)																									
		(二) II型特別介護医療院 サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 ( 721 単位) 要介護2 ( 814 単位) 要介護3 ( 1,012 単位) 要介護4 ( 1,096 単位) 要介護5 ( 1,172 単位)																									
	(1) ユニット型 I型介護 医療院 サービス費(Ⅰ)	(一) ユニット型 I型 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 ( 850 単位) 要介護2 ( 960 単位) 要介護3 ( 1,199 単位) 要介護4 ( 1,300 単位) 要介護5 ( 1,392 単位)													×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100
		(二) 経過的ユニット型 I型 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室の 多床室>	要介護1 ( 850 単位) 要介護2 ( 960 単位) 要介護3 ( 1,199 単位) 要介護4 ( 1,300 単位) 要介護5 ( 1,392 単位)																									
(2) ユニット型 I型介護 医療院 サービス費(Ⅱ)	(一) ユニット型 I型 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 ( 840 単位) 要介護2 ( 948 単位) 要介護3 ( 1,184 単位) 要介護4 ( 1,283 単位) 要介護5 ( 1,374 単位)																										
	(二) 経過的ユニット型 I型 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室の 多床室>	要介護1 ( 840 単位) 要介護2 ( 948 単位) 要介護3 ( 1,184 単位) 要介護4 ( 1,283 単位) 要介護5 ( 1,374 単位)																										
(1) ユニット型 II型介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	(一) ユニット型 II型 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 ( 849 単位) 要介護2 ( 951 単位) 要介護3 ( 1,173 単位) 要介護4 ( 1,267 単位) 要介護5 ( 1,353 単位)	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100													
	(2) 経過的ユニット型 II型介護医療院サービス費 <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 849 単位) 要介護2 ( 951 単位) 要介護3 ( 1,173 単位) 要介護4 ( 1,267 単位) 要介護5 ( 1,353 単位)																										
(1) ユニット型 I型特別介護 医療院 サービス費	(一) ユニット型 I型 特別介護医療院 サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 ( 798 単位) 要介護2 ( 901 単位) 要介護3 ( 1,126 単位) 要介護4 ( 1,220 単位) 要介護5 ( 1,304 単位)														×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100
	(二) 経過的ユニット型 I型 特別介護医療院 サービス費 <ユニット型個室の 多床室>	要介護1 ( 798 単位) 要介護2 ( 901 単位) 要介護3 ( 1,126 単位) 要介護4 ( 1,220 単位) 要介護5 ( 1,304 単位)																										
(2) ユニット型 II型特別介護 医療院 サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型 II型 特別介護医療院 サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 ( 808 単位) 要介護2 ( 904 単位) 要介護3 ( 1,114 単位) 要介護4 ( 1,205 単位) 要介護5 ( 1,284 単位)																										
	(二) 経過的ユニット型 II型 特別介護医療院 サービス費 <ユニット型個室の 多床室>	要介護1 ( 808 単位) 要介護2 ( 904 単位) 要介護3 ( 1,114 単位) 要介護4 ( 1,205 単位) 要介護5 ( 1,284 単位)																										

注 外泊時費用	入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定								
注 試行的退所サービス費	入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定								
注 他科受診時費用	入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定								
ト 初期加算 (1日につき +30単位)									
チ 退所時栄養情報連携加算(※2) (1月につき1回を限度として70単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。								
リ 再入所時栄養連携加算 (※2) (入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。								
ヌ 退所時指導等加算(※2)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">(一) 退所時等指導加算</td> <td>a 退所前訪問指導加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)</td> <td rowspan="5">注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合</td> </tr> <tr> <td>b 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)</td> </tr> <tr> <td>c 退所時指導加算 (400単位)</td> </tr> <tr> <td>d 退所時情報提供加算 (500単位)</td> </tr> <tr> <td>e 退所前連携加算 (500単位)</td> </tr> </table>	(一) 退所時等指導加算	a 退所前訪問指導加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合	b 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	c 退所時指導加算 (400単位)	d 退所時情報提供加算 (500単位)	e 退所前連携加算 (500単位)	注 退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合
	(一) 退所時等指導加算		a 退所前訪問指導加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)		注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合				
			b 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)						
			c 退所時指導加算 (400単位)						
			d 退所時情報提供加算 (500単位)						
e 退所前連携加算 (500単位)									
	退所時情報提供加算(Ⅰ) (250単位)	注 退所後の医療機関の医師に対して心身の状況、生活歴等を提供した場合							
	退所時情報提供加算(Ⅱ) (250単位)	注 退所後の医療機関の医師に対して心身の状況、生活歴等を提供した場合							
	退所時情報提供加算(Ⅲ) (250単位)	注 退所後の医療機関の医師に対して心身の状況、生活歴等を提供した場合							
	退所時情報提供加算(Ⅳ) (250単位)	注 退所後の医療機関の医師に対して心身の状況、生活歴等を提供した場合							
	(二) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)	注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合							
ル 協力医療機関連携加算	(1) 相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合 (1月につき 50単位を加算)								
	(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1月につき 5単位を加算)								
ヲ 栄養マネジメント強化加算 (1日につき 11単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。								
ワ 経口移行加算(※2) (1日につき 28単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。								
カ 経口維持加算(※2)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき 400単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。							
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (1月につき 100単位を加算)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。							
コ 口腔衛生管理加算(※2)	(一) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合							
	(二) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1月につき 110単位を加算)								
タ 療養食加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))									
チ 在宅復帰支援機能加算(※2) (1日につき 10単位を加算)									
ツ 特別診療費(※2)									
ツ 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)								
	イ 特定治療								
ネ 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)								
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)								
ナ 認知症チームケア推進加算	(一) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算)								
	(二) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)								
ラ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)									
ム 重度認知症医療療養体制加算	(一) 重度認知症医療療養体制加算(Ⅰ) 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算)								
	(二) 重度認知症医療療養体制加算(Ⅱ) 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)								
ウ 排せつ支援加算(※2)	(1) 排せつ支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算)								
	(2) 排せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算)								
	(3) 排せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)								
キ 自立支援促進加算(※2) (1月につき 280単位を加算)									
ノ 科学的介護推進体制加算(※2)	(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 40単位を加算)								
	(2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 60単位を加算)								
オ 安全対策体制加算(※2) (入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)									
ク 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算)								
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)								
ヤ 新興感染症等施設療養費 (1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)									
マ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)								
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)								
ケ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)								
フ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×62/1000)	注 所定単位数は、イからケまでにより算定した単位数の合計							
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×66/1000)								
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき +所定単位×58/1000)								
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき +所定単位×62/1000)								
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×47/1000)								
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×40/1000)								

※ 夜勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。  
※ ハ及びヘを適用する場合には、(※2)を適用しない。

# 介護報酬の算定構造

## 介護予防サービス

令和8年6月改定箇所

### I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
  - ニ (削除)
  - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

### II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

#### [脚注]

##### 1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位	⇒	所定単位数	+	〇〇単位
-〇〇単位	⇒	所定単位数	-	〇〇単位
×〇〇/100	⇒	所定単位数	×	〇〇/100
+〇〇/100	⇒	所定単位数	+	所定単位数×〇〇/100
-〇〇/100	⇒	所定単位数	-	所定単位数×〇〇/100

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分	注 高齢者虐待防止 措置未実施減算	注 業務継続計画未 策定減算	注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合	注 特別地域介護予防 訪問入浴介護加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に 居住する者へのサ ービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 856単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算 (1月につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき +3単位) (2) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき +4単位)							
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I) (1回につき +44単位) (2) サービス提供体制強化加算(II) (1回につき +36単位) (3) サービス提供体制強化加算(III) (1回につき +12単位)							
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ (1月につき +所定単位×122/1000) (2) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ (1月につき +所定単位×133/1000) (3) 介護職員等処遇改善加算(II)イ (1月につき +所定単位×116/1000) (4) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ (1月につき +所定単位×127/1000) (5) 介護職員等処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×101/1000) (6) 介護職員等処遇改善加算(IV) (1月につき +所定単位×85/1000)							
	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計							

： 「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満週に1回以上、20分以上の保健師又は看護士による訪問を行った場合(303単位)	×90/100													
	(2) 30分未満(451単位)														
	(3) 30分以上1時間未満(794単位)														
	(4) 1時間以上1時間30分未満(1,090単位)														
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合(284単位) ※ 1日2回を超えて実施する場合は50/100														
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満週に1回以上、20分以上の保健師又は看護士による訪問を行った場合(256単位)	×90/100													
	(2) 30分未満(382単位)														
	(3) 30分以上1時間未満(553単位)														
	(4) 1時間以上1時間30分未満(814単位)														
ハ 初回加算	(1)初回加算(Ⅰ) (1月につき +350単位) (2)初回加算(Ⅱ) (1月につき +300単位)														
ニ 退院時共同指導加算	(1回につき +600単位)														
ホ 看護体制強化加算	(1月につき +100単位)														
ヘ 口腔連携強化加算	(1回につき +50単位(1月に1回を限度))														
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1回につき +6単位)													
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1回につき +3単位)													
チ 介護職員処遇改善加算	(1月につき +所定単位数×15/1000)														
注 所定単位数は、イからマまでにより算出した単位数の合計															
※ 「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目															
※ 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算算前の単位数を算入															
※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。															

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 298単位	-1/100	-1/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき +200単位	1回につき +50単位 (1月に1回を限度)	1回につき -30単位
	介護老人保健施設の場合										
	介護医療院の場合										
ロ 退院時共同指導加算	(1回につき +600単位)										
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1回につき +6単位)									
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1回につき +3単位)									
チ 介護職員処遇改善加算	(1月につき +所定単位数×15/1000)										
注 所定単位数は、イからマまでにより算出した単位数の合計											
※ 「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目											
※ 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算算前の単位数を算入											

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分			注	注 特別地域介護予防居宅療養管理指導加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算					
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(1) (2)以外	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (515単位)		+15/100	+10/100	+5/100					
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (487単位)									
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (446単位)									
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(2) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時時空学総合管理料を算定する場合)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (299単位)									
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (287単位)									
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (260単位)									
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (517単位)										
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (487単位)										
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (441単位)										
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (566単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合  +100単位			注 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算  +250単位					
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (417単位)									
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (380単位)									
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (518単位)									
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (379単位)									
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (342単位)									
		(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月4回を限度) (46単位)									
		ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)					(1) 当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (545単位)	+15/100	+10/100	+5/100
								(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (487単位)			
								(三) (一)及び(二)以外の場合 (444単位)			
(2) 当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (525単位)										
	(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (467単位)										
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (424単位)										
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (362単位)										
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (326単位)										
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (295単位)										

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者、中心静脈栄養患者及び心不全や呼吸不全で麻薬注射剤を使用する患者については、週2回かつ月8回算定できる。  
 ※ ニについて、計画的な医学管理を行っている医師が、当該利用者の急性増悪等により一時的に頻回の栄養管理を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日から30日間に限って、さらに2回を限度として算定できる。  
 ※ ホについて、がん末期の患者については、月6回を限度として算定できる。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注					
イ 介護予防通所 リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	+5/100	生活行為向上 リハビリテーション 実施加算	若年性認知症利 用者受入加算	事業所と同一建 物に居住する者 又は同一建物か ら利用する者に 介護予防通所リ ハビリテーションを 行う場合	利用を開始した 日の属する月か ら起算して12月 を超えた期間に 介護予防通所リ ハビリテーションを 行った場合(要件 を満たさない場 合)			
		(2,268単位)										-376単位	-120単位	
	要支援2	(4,228単位)										-752単位	-240単位	
	介護老人保健施設の場合	要支援1										(2,268単位)	-376単位	-120単位
		要支援2										(4,228単位)	-752単位	-240単位
	介護医療院の場合	要支援1										(2,268単位)	-376単位	-120単位
要支援2		(4,228単位)	-752単位	-240単位										
ロ 退院時共同指導加算			(1回につき 600単位)											
ハ 栄養アセスメント加算			(1月につき 50単位を加算)											
ニ 栄養改善加算			(1月につき 200単位を加算)											
ホ 口腔・栄養スク リーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))													
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))													
ヘ 口腔機能向上 加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)		(1月につき 150単位を加算)											
	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)		(1月につき 160単位を加算)											
ト 一体的サービス提供加算			(1月につき 480単位を加算)											
チ 科学的介護推進体制加算			(1月につき 40単位を加算)											
リ サービス提供体制 強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1	(1月につき 88単位を加算)											
		要支援2	(1月につき 176単位を加算)											
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1	(1月につき 72単位を加算)											
		要支援2	(1月につき 144単位を加算)											
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1	(1月につき 24単位を加算)											
		要支援2	(1月につき 48単位を加算)											
ヌ 介護職員等 処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ		(1月につき +所定単位×103/1000)		注 所定単位は、イからリまでにより算定し た単位数の合計									
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		(1月につき +所定単位×111/1000)											
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		(1月につき +所定単位×100/1000)											
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ		(1月につき +所定単位×108/1000)											
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき +所定単位×83/1000)											
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき +所定単位×70/1000)											

：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 ( 479 単位)	442単位	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	-1/100	-1/100	-1/100	指定短期入所事業所が行う場合 ×92/100	1日につき +13単位	生活機能向上 連携加算(Ⅰ)	生活機能向上 連携加算(Ⅱ)	機能訓練 加算	個別機能 訓練加算	認知症行動 心理症状 急対応加算	若年性認知 症利用者 入加算	利用者に対し て送迎を行う 場合
		要支援2 ( 596 単位)	548単位																	
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	要支援1 ( 479 単位)	442単位																
		要支援2 ( 596 単位)	548単位																	
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 ( 451 単位)	442単位																
		要支援2 ( 561 単位)	548単位																	
		(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)	要支援1 ( 451 単位)	442単位																
		要支援2 ( 561 単位)	548単位																	
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 〈ユニット型個室〉	要支援1 ( 561 単位)	503単位	×97/100	-1/100	-1/100	-1/100	指定短期入所事業所が行う場合 ×92/100	1日につき +13単位	生活機能向上 連携加算(Ⅰ)	生活機能向上 連携加算(Ⅱ)	機能訓練 加算	個別機能 訓練加算	認知症行動 心理症状 急対応加算	若年性認知 症利用者 入加算	利用者に対し て送迎を行う 場合			
		要支援2 ( 681 単位)	623単位																	
		(二) 経過の単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 〈ユニット型個室の多床室〉	要支援1 ( 561 単位)	503単位																
		要支援2 ( 681 単位)	623単位																	
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 〈ユニット型個室〉	要支援1 ( 529 単位)	503単位																
		要支援2 ( 656 単位)	623単位																	
		(二) 経過の併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 〈ユニット型個室の多床室〉	要支援1 ( 529 単位)	503単位																
		要支援2 ( 656 単位)	623単位																	
ハ 口腔嚥下強化加算 (1日につき +50単位(1月に1回を限度))																				
ニ 療養食加算 (1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																				
ホ 認知症専門ケア加算																				
(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)																				
(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)																				
ヘ 生産性向上推進体制加算																				
(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)																				
(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)																				
ト サービス提供体制強化加算																				
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)																				
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)																				
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																				
チ 介護職員等処遇改善加算																				
(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×163/1000)		注 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計																		
(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×176/1000)																				
(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ハ (1月につき +所定単位×159/1000)																				
(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ニ (1月につき +所定単位×172/1000)																				
(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×136/1000)																				
(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×113/1000)																				
：「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目																				

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																		
		夜勤を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場 合	利用者の数及び 入所者の数の合 計が入所定員 を超える場合	医師、看護職 員、介護職員、 理学療法士、作 業療法士又は言 語聴覚士の員数 が基準を満たさ ない場合	常勤のユニット リーダーをユニ ット毎に配置し ていない等ユニ ットにおける体 制が未整備であ る場合	身体拘束禁止 未実施加算	高齢者虐待防 止措置未実施 加算	業務経緯計画 未実施加算	室料相当額控 除	夜勤職員配置加 算	個別ハビリテー ション実施加算	認知症行動・心 理症状緊急対 応加算	若年性認知症 利用者受入加 算																		
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【基本型】	要支援1 ( 579 単位) 要支援2 ( 726 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき -26単位	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加算(Ⅰ)	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加算(Ⅱ)	利用者に対し て送迎を行う 場合															
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>【在宅強化型】	要支援1 ( 632 単位) 要支援2 ( 778 単位)																												
		c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>【基本型】	要支援1 ( 613 単位) 要支援2 ( 774 単位)																												
		d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>【在宅強化型】	要支援1 ( 672 単位) 要支援2 ( 834 単位)																												
	(二) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【療養型】	要支援1 ( 583 単位) 要支援2 ( 730 単位)																												
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>【療養型】	要支援1 ( 622 単位) 要支援2 ( 785 単位)																												
		(三) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健・看護コール体制>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【療養型】														要支援1 ( 583 単位) 要支援2 ( 730 単位)														
			b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>【療養型】														要支援1 ( 622 単位) 要支援2 ( 785 単位)														
	(四) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅳ) <特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 566 単位) 要支援2 ( 711 単位)																												
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 ( 601 単位) 要支援2 ( 758 単位)																												
		(2) ユニット型介護老人 保健施設介護予防 短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)														a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>【基本型】	要支援1 ( 624 単位) 要支援2 ( 789 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき +24単位	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加算(Ⅰ)	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加算(Ⅱ)	利用者に対し て送迎を行う 場合
																	b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室>【在宅強化型】	要支援1 ( 680 単位) 要支援2 ( 846 単位)													
	c 経過的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室の多床室>【基本型】																要支援1 ( 624 単位) 要支援2 ( 789 単位)														
	d 経過的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【在宅強化型】																要支援1 ( 680 単位) 要支援2 ( 846 単位)														
	(二) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>		a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>【療養型】														要支援1 ( 653 単位) 要支援2 ( 817 単位)														
			b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>【療養型】														要支援1 ( 653 単位) 要支援2 ( 817 単位)														
(三) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健・看護コール体制>			a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 ( 653 単位) 要支援2 ( 817 単位)																											
			b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要支援1 ( 653 単位) 要支援2 ( 817 単位)																											
(四) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>		要支援1 ( 611 単位) 要支援2 ( 770 単位)																												
	b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>		要支援1 ( 611 単位) 要支援2 ( 770 単位)																												
	注 特別療養費																														
	注 療養体制維持特別加算		(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算) (二)療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)																												
(3) 総合医学管理加算			(利用中に10日を限度に、1日につき275単位を加算)																												
(4) 口腔連携強化加算			(1回につき +50単位(1月に1回を限度))																												
(5) 療養食加算			(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																												
(6) 認知症専門ケア加算			(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)																												
(7) 緊急時施設療養費		(一) 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算 定する) (二) 特定治療 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算 定する)																													
(8) 生産性向上推進体制加算		(一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (二) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)																													
(9) サービス提供体制強化加算		(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																													
(10) 介護職員等処遇改善加算		(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×90/1000) (二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×97/1000) (三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ハ (1月につき +所定単位×89/1000) (四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ニ (1月につき +所定単位×93/1000) (五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×69/1000) (六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×59/1000)																													

注：「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

口 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	利用者の数及 び入院患者の 数の合計数が 入院患者の定 員を超える場 合	看護・介護職 員の員数が基 準を満たさない 場合 又は 又は	看護師が基準 に定められた 看護職員の員 数に20/100を 乗じて得た 数未満の場合 又は 又は	療地の医師確 保計画を届出 たもので、医 師の数が基準 に定められた 医師の員数に 60/100を乗 じて得た数未 満である場合 又は 又は	療地の医師確 保計画を届出 たものの以外 で、医師の数 が基準に定め られた医師の 員数に60/100 を乗じて得た 数未満である 場合	常勤のユニット リーダーをユ ニット毎に配 置していない等 ユニットケアに おける体制が 未整備である 場合	身体拘束廃止 未実施減算	高齢者虐待防 止措置未実施 減算	業務継続計画 未策定減算	廊下幅が設備 基準を満たさ ない場合	医師の配置に ついて医療法 施行規則第4 9条の規定が 適用されてい る場合	夜勤を行う職 員の勤務条件 に関する基準 の区分による 加算	認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	若年性認知症 利用者受入加 算	利用者に対し て送迎を行う 場合			
(1) 病院療養 病床介護予防 短期入所療養 介護費 (1日につき)	病院療養 病床介護予防 短期入所療養 介護費(Ⅰ) 看護<6.1> 介護<4.1>	a 病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 547 単位)																	
			要支援2 ( 686 単位)																	
		b 病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 ( 576 単位)																	
			要支援2 ( 716 単位)																	
		c 病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 ( 566 単位)																	
			要支援2 ( 706 単位)																	
	病院療養 病床介護予防 短期入所療養 介護費(Ⅱ) 看護<6.1> 介護<5.1>	d 病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(ⅳ) <多床室>	要支援1 ( 606 単位)																	
			要支援2 ( 767 単位)																	
		e 病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(ⅴ) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 ( 639 単位)																	
			要支援2 ( 801 単位)																	
	病院療養 病床介護予防 短期入所療養 介護費(Ⅲ) 看護<6.1> 介護<6.1>	f 病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(ⅵ) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 ( 627 単位)																	
			要支援2 ( 788 単位)																	
		a 病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 515 単位)																	
			要支援2 ( 644 単位)																	
	病院療養 病床介護予防 短期入所療養 介護費(Ⅳ) 看護<6.1> 介護<5.1>	b 病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(ⅱ) <療養機能強化型> <従来型個室>	要支援1 ( 530 単位)																	
			要支援2 ( 661 単位)																	
		c 病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(ⅲ) <多床室>	要支援1 ( 575 単位)																	
			要支援2 ( 727 単位)																	
病院療養 病床介護予防 短期入所療養 介護費(Ⅴ) 看護<6.1> 介護<6.1>	d 病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(ⅳ) <療養機能強化型> <多床室>	要支援1 ( 593 単位)																		
		要支援2 ( 745 単位)																		
病院療養 病床介護予防 短期入所療養 介護費(Ⅵ) 看護<6.1> 介護<6.1>	a 病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 497 単位)																		
		要支援2 ( 621 単位)																		
病院療養 病床介護予防 短期入所療養 介護費(Ⅶ) 看護<6.1> 介護<6.1>	b 病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 ( 559 単位)																		
		要支援2 ( 705 単位)																		
(2) 病院療養 病床経過型 介護予防短期 入所療養 介護費 (1日につき)	病院療養 病床経過型 介護予防短期 入所療養 介護費(Ⅰ) 看護<6.1> 介護<4.1>	a 病院療養病床経過型介護予防防 短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 557 単位)																	
			要支援2 ( 695 単位)																	
	病院療養 病床経過型 介護予防短期 入所療養 介護費(Ⅱ) 看護<8.1> 介護<4.1>	b 病院療養病床経過型介護予防防 短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 ( 616 単位)																	
			要支援2 ( 777 単位)																	
		a 病院療養病床経過型介護予防防 短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 557 単位)																	
			要支援2 ( 695 単位)																	
(3) ユニット型 病院療養病床 介護予防短期 入所療養 介護費 (1日につき)	ユニット型病院療養病床 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	a 病院療養病床経過型介護予防防 短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 632 単位)																	
			要支援2 ( 796 単位)																	
	ユニット型病院療養病床 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	b 病院療養病床経過型介護予防防 短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 ( 662 単位)																	
			要支援2 ( 825 単位)																	
	ユニット型病院療養病床 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	c 病院療養病床経過型介護予防防 短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>	要支援1 ( 652 単位)																	
			要支援2 ( 815 単位)																	
経過的ユニット型病院療養病床 介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型個室の多床室>	d 経過的ユニット型病院療養病床 介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 632 単位)																		
		要支援2 ( 796 単位)																		
経過的ユニット型病院療養病床 介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	e 経過的ユニット型病院療養病床 介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 662 単位)																		
		要支援2 ( 825 単位)																		
経過的ユニット型病院療養病床 介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	f 経過的ユニット型病院療養病床 介護予防短期入所療養介護費(ⅳ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 652 単位)																		
		要支援2 ( 815 単位)																		
(4) ユニット型 病院療養病床 経過型介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	ユニット型病院療養病床経過型 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	a ユニット型病院療養病床経過型 介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 632 単位)																	
			要支援2 ( 796 単位)																	
経過的ユニット型病院療養病床経過型 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	経過的ユニット型病院療養病床経過型 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	b 経過的ユニット型病院療養病床経過型 介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>	要支援1 ( 632 単位)																	
			要支援2 ( 796 単位)																	
(5) 口腔連携強化加算	(1回につき +50単位(1月に1回を限度))																			

(6) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(7) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)
(8) 特定診療費	
(9) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)
	(二) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)
(10) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)
(11) 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×62/1000)
	(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×66/1000)
	(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき +所定単位×58/1000)
	(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき +所定単位×62/1000)
	(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×47/1000)
	(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×40/1000)

注  
所定単位は、(1)から(10)までにより算定した単位数の合計

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

- ※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
- ※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束廃止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (530 単位)	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	診療所設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき -25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
			要支援2 (666 単位)									
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (559 単位)									
			要支援2 (693 単位)									
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (549 単位)									
			要支援2 (684 単位)									
	d 診療所介護予防短期入所療養介護費(iv) <多床室>	要支援1 (589 単位)										
		要支援2 (747 単位)										
	e 診療所介護予防短期入所療養介護費(v) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (623 単位)										
		要支援2 (780 単位)										
	f 診療所介護予防短期入所療養介護費(vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (612 単位)										
		要支援2 (769 単位)										
(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(II) 看護・介護<3:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (471 単位)										
		要支援2 (588 単位)										
	b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (537 単位)										
		要支援2 (678 単位)										
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	要支援1 (616 単位)	×97/100									
		要支援2 (775 単位)										
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要支援1 (643 単位)										
		要支援2 (804 単位)										
	(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要支援1 (634 単位)										
		要支援2 (793 単位)										
(四) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (616 単位)											
	要支援2 (775 単位)											
(五) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (643 単位)											
	要支援2 (804 単位)											
(六) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (634 単位)											
	要支援2 (793 単位)											
(3) 口腔連携強化加算 (1回につき +50単位(1月に1回を限度))												
(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))												
(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算)											
	(二) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)											
(6) 特定診療費												
(7) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(I) (1月につき 100単位を加算)											
	(二) 生産性向上推進体制加算(II) (1月につき 10単位を加算)											
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 22単位を加算)											
	(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 18単位を加算)											
	(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)											
(9) 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算(I)イ (1月につき +所定単位×62/1000)		注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計									
	(二) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ -(1月につき +所定単位×66/1000)											
	(三) 介護職員等処遇改善加算(II)イ (1月につき +所定単位×58/1000)											
	(四) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ -(1月につき +所定単位×62/1000)											
	(五) 介護職員等処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×47/1000)											
	(六) 介護職員等処遇改善加算(IV) (1月につき +所定単位×40/1000)											
：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目												

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
			夜勤を行う職員 の勤務条件 を満たさない 場合	利用者の数及び 入所者の数の 合計が入所者 の定員を超え る場合	医師、薬剤師、 看護師、介護 職員、介護職員 の員数が基準 に満たない場 合	看護師が基準 に定められた 看護職員の数 に20/100を 乗じて得た数 未満の場合	常勤のユニット リーダーをユ ニット毎に配 置していない等 ユニットケアに おける体制が 未整備である 場合	身体拘束防止 未実施減算	高齢者虐待防 止措置未実施 減算	業務継続計画 未策定減算	療養環境の基 準(廊下)を満 たさない場合	療養環境の基 準(療養室)を 満たさない場 合	室料相当額 控除	夜勤を行う職 員の勤務条件 に関する基準 の区分による 加算	認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	若年性認知症 利用者受入加 算	利用者に対し て送迎を行う 場合		
(1) I型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) I型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (I)	a I型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 603 単位)																
		要支援2 ( 741 単位)																	
	b I型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 666 単位)																	
	要支援2 ( 827 単位)																		
	(二) I型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (II)	a I型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 591 単位)																
		要支援2 ( 731 単位)																	
	b I型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 654 単位)																	
	要支援2 ( 815 単位)																		
	(三) I型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (III)	a I型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 575 単位)																
要支援2 ( 715 単位)																			
b I型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 636 単位)																		
要支援2 ( 798 単位)																			
(2) II型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) II型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (I)	a II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 574 単位)	1日につき -25単位	×70/100	×70/100	×90/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位
		要支援2 ( 703 単位)																	
	b II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 637 単位)																	
	要支援2 ( 787 単位)																		
	(二) II型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (II)	a II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 558 単位)																
		要支援2 ( 685 単位)																	
	b II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 621 単位)																	
	要支援2 ( 771 単位)																		
	(三) II型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (III)	a II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 546 単位)																
要支援2 ( 674 単位)																			
b II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 610 単位)																		
要支援2 ( 760 単位)																			
(3) 特別介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) I型特別 介護医療院 介護予防防 短期入所 療養介護費	a I型特別介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 547 単位)	1日につき -25単位	×70/100	×70/100	×90/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位
		要支援2 ( 679 単位)																	
	b I型特別介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 606 単位)																	
	要支援2 ( 759 単位)																		
	(二) II型特別 介護医療院 介護予防防 短期入所 療養介護費	a II型特別介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 521 単位)																
		要支援2 ( 642 単位)																	
b II型特別介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 581 単位)																		
要支援2 ( 724 単位)																			
(4) ユニット I型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット I型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (I)	a ユニット型I型介護医療院介護予防防 短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 ( 687 単位)	1日につき -25単位	×70/100	×70/100	×90/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位
		要支援2 ( 852 単位)																	
	b 経過的ユニット型I型介護医療院介護予防防 短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 687 単位)																	
	要支援2 ( 852 単位)																		
	(二) ユニット I型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (II)	a ユニット型I型介護医療院介護予防防 短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 ( 677 単位)																
		要支援2 ( 841 単位)																	
b 経過的ユニット型I型介護医療院介護予防防 短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 677 単位)																		
要支援2 ( 841 単位)																			
(5) ユニット II型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 ( 703 単位)																	
		要支援2 ( 856 単位)																	
	(二) 経過的ユニット型II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 703 単位)																	
		要支援2 ( 856 単位)																	
(6) ユニット 特別介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット I型特別 介護医療院 介護予防防 短期入所 療養介護費	a ユニット型I型特別介護医療院介護予防防 短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 ( 643 単位)	1日につき -25単位	×70/100	×70/100	×90/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位
		要支援2 ( 799 単位)																	
	b 経過的ユニット型I型特別介護医療院 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 643 単位)																	
	要支援2 ( 799 単位)																		
	(二) ユニット II型特別 介護医療院 介護予防防 短期入所 療養介護費	a ユニット型II型特別介護医療院介護予防防 短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 ( 670 単位)																
		要支援2 ( 814 単位)																	
b 経過的ユニット型II型特別介護医療院 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 670 単位)																		
要支援2 ( 814 単位)																			

(7) 口腔連携強化加算	(1回につき +50単位(1月に1回を限度))	
(8) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(9) 緊急時施設診療費	<input type="checkbox"/> 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)	注 所定単位は、(1)から(13)までにより算定した 単位数の合計
	<input type="checkbox"/> 特定治療	
(10) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
(11) 特別診療費 (※2)		
(12) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)	
	(二) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)	
(13) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
(14) 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×62/1000)	
	(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×66/1000)	
	(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき +所定単位×58/1000)	
	(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき +所定単位×62/1000)	
	(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×47/1000)	
	(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×40/1000)	

注：「緊急時施設診療費」、「特別診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

※ (3)及び(6)を適用する場合には、(※2)を適用しない。

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (183 単位)	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	生活機能向上 連携加算(Ⅰ)	生活機能向上 連携加算(Ⅱ)	個別機能訓練 加算(Ⅰ)	個別機能訓練 加算(Ⅱ)	若年性認知症入 居者受入加算	協力医療機関連携加算	口腔・栄養スク リーニング加算	科学的介護推 進体制加算	障害者等支援加 算	委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合
要支援2 (313 単位)	生活機能向上 連携加算(Ⅰ)					生活機能向上 連携加算(Ⅱ)	個別機能訓練 加算(Ⅰ)	個別機能訓練 加算(Ⅱ)	若年性認知症入 居者受入加算	協力医療機関連携加算	口腔・栄養スク リーニング加算	科学的介護推 進体制加算	障害者等支援加 算	委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合	
外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 57単位)		×70/100	-1/100	-1/100	-3/100						相談・診療を行う 体制を常時確保し ている協力医療機 関と連携している 場合 1月につき +100単位	上記以外の協力 医療機関と連携し ている場合 1月につき +40単位			指定訪問介護 ・1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1,032単位 ・1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 2,066単位 ・1週に3回以上の訪問介護が必要とされた者 (要支援2である者に限る。) 3,277単位 指定通所介護 ・要支援1 1,511単位 ・要支援2 3,099単位 介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 ※介護予防通所系サービスの療養改善加算、口腔機能向上加 算、一体的サービス提供加算の算定が可能 ※介護予防認知症対応型通所介護の個別機能訓練加算、療養改 善加算、口腔機能向上加算の算定が可能 介護予防福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与と同様 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度基準額 を限度とする。 ※訪問介護サービスについては、「指定訪問介護」によるもの、 「総合事業(指定第一号訪問事業)」によるものがある。 ※通所介護サービスについては、「指定通所介護」によるもの、 「総合事業(指定第一号通所事業)」によるものがある。
ハ 退居時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)	(250単位)														
ニ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)														
ホ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)														
ヘ 新興感染症等施設療養費	(1月)に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)														
ト 生産性向上推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)														
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)														
リ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×148/1000) (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×159/1000) (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ハ (1月につき +所定単位×142/1000) (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ニ (1月につき +所定単位×153/1000) (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×130/1000) (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×108/1000)														
	注 所定単位は、イからラまでにより算定した単位数の合計														

※ 同年度 要支援1 5,032単位  
要支援2 10,531単位

9 介護予防福祉用具貸与費

基本部分	注	注	注	注	注
介護予防福祉用具貸与費 (別に指定介護予防福祉用具貸与に要 した費用の額を当該事業所の所在地に適 用される1単位の単価で除して得た単位 数)	高齢者虐待防止措 置未実施減算	業務継続計画未実 施減算	特別地域介護予防福祉用具貸与 加算	中山間地域等における小規模 事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサー ビス提供加算
車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行器 歩行補助つえ 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排せ処理装置	-1/100	-1/100	交通費に相当する額を事業所の所在 地に適用される1単位の単価で除して 得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の 100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当す る額を事業所の所在地に適用される1 単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の 2/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当す る額を事業所の所在地に適用される1 単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の 1/3を限度)

「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目  
 ※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排せ処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く)  
 ※ 高齢者虐待防止措置未実施減算については、令和9年4月1日から適用する。

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 特別地域介護予防 支援加算	注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 介護予防支援費 (1月につき)	(1)介護予防支援費(Ⅰ) (地域包括支援センターが行う場合) (442単位)	-1/100	-1/100			
	(2)介護予防支援費(Ⅱ) (指定居宅介護支援事業者が行う場合) (472単位)			+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)						
ハ 委託連携加算 (イ(1)を算定する場合のみ算定) (+300単位)						
ニ 介護職員等処遇改善加算 (1月につき +所定単位×21/1000)		注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計				

# 介護報酬の算定構造

## 地域密着型サービス

: 令和8年6月改定箇所

### I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

### II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

#### [脚注]

##### 1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位	⇒	所定単位数	+	〇〇単位
-〇〇単位	⇒	所定単位数	-	〇〇単位
×〇〇/100	⇒	所定単位数	×	〇〇/100
+〇〇/100	⇒	所定単位数	+	所定単位数×〇〇/100
-〇〇/100	⇒	所定単位数	-	所定単位数×〇〇/100

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注					
		准看護師によりサービス提供が行われる場合	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	通所サービス利用時の調整(1日につき)	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	特別管理加算	ターミナルケア加算			
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 ( 5,446 単位)	×98/100	-1/100	-1/100	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき -600単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +325単位	1月につき +315単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前 14日以内に 2日以上 ターミナル ケアを行った 場合 1月につき +2500単位			
		要介護2 ( 9,720 単位)														
		要介護3 ( 16,140 単位)														
		要介護4 ( 20,417 単位)														
		要介護5 ( 24,692 単位)														
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 ( 7,946 単位)														
		要介護2 ( 12,413 単位)														
		要介護3 ( 18,948 単位)														
		要介護4 ( 23,358 単位)														
		要介護5 ( 28,298 単位)														
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)	要介護1 ( 5,446 単位)	-1/100	-1/100	-62単位	-111単位	-184単位	-233単位	-281単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき -900単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +325単位	1月につき +315単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前 14日以内に 2日以上 ターミナル ケアを行った 場合 1月につき +2500単位
	要介護2 ( 9,720 単位)															
	要介護3 ( 16,140 単位)															
	要介護4 ( 20,417 単位)															
	要介護5 ( 24,692 単位)															
ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅲ)	基本夜間訪問サービス費 (1月につき 989単位)	-1/100	-1/100	-62単位	-111単位	-184単位	-233単位	-281単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +325単位	1月につき +315単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前 14日以内に 2日以上 ターミナル ケアを行った 場合 1月につき +2500単位
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)															
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 567単位)															
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 764単位)															
ニ 初期加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)		(1日につき +30単位)														
ホ 退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (イ(2)を算定する場合のみ算定)		(1回につき +600単位)														
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)		(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 1,200単位を加算)														
		(2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)														
ト 生活機能向上連携加算		(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)														
		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)														
チ 認知症専門ケア加算	(1) イ又はロを算定している場合	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)														
		(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)														
	(2) ハを算定する場合(基本夜間訪問サービス費を除く)	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)														
		(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)														
リ 口腔連携強化加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)		(1回につき +50単位(1月に1回を限度))														
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) イ又はロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +750単位)														
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +640単位)														
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +350単位)														
	(2) ハを算定する場合(基本夜間訪問サービス費を除く)	(一) サービス提供体制強化加算(i) (1回につき +22単位)														
		(二) サービス提供体制強化加算(ii) (1回につき +18単位)														
		(三) サービス提供体制強化加算(iii) (1回につき +6単位)														
ル 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×267/1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計													
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×278/1000)															
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき +所定単位×246/1000)															
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき +所定単位×257/1000)															
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×204/1000)															
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×167/1000)															

：「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待 防止措置未 実施減算	注 業務継続計 画未策定減 算	注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算	
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 989単位)	-1/100	-1/100	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)								
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 567単位)								
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 764単位)								
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) (1月につき 2,702単位)					事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 ×85/100				
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)						
		(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)						
	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +22単位)	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +18単位)	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +6単位)					
		(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)					
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×267/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位 数の合計							
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×278/1000)								
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき +所定単位×246/1000)								
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき +所定単位×257/1000)								
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×204/1000)								
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×167/1000)								

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入





4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	
			登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準を満たさない場合	身体拘束廃止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務総統計画未策定減算	過少サービスに対する減算	特別地域小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合	要介護1 ( 10,458 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
		要介護2 ( 15,370 単位)									
		要介護3 ( 22,359 単位)									
		要介護4 ( 24,677 単位)									
		要介護5 ( 27,209 単位)									
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 ( 9,423 単位)									
		要介護2 ( 13,849 単位)									
		要介護3 ( 20,144 単位)									
		要介護4 ( 22,233 単位)									
		要介護5 ( 24,516 単位)									
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)											
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)								
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ)		(1月につき 920単位を加算)								
	(2) 認知症加算(Ⅱ)		(1月につき 890単位を加算)								
	(3) 認知症加算(Ⅲ)		(1月につき 760単位を加算)								
	(4) 認知症加算(Ⅳ)		(1月につき 460単位を加算)								
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)			(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))								
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 800単位を加算)								
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)		(1月につき 900単位を加算)								
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)		(1月につき 700単位を加算)								
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ)		(1月につき 480単位を加算)								
チ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 64単位を加算)								
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)								
ヌ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)		(1月につき 1,200単位を加算)								
	(2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)		(1月につき 800単位を加算)								
ル 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)		(1月につき +100単位)								
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		(1月につき +200単位)								
ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
ワ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)								
カ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)		(1月につき 100単位を加算)								
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		(1月につき 10単位を加算)								
ヨ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 750単位を加算)								
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 640単位を加算)								
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1月につき 350単位を加算)								
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 25単位を加算)								
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 21単位を加算)								
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 12単位を加算)								
タ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ		(1月につき +所定単位×171/1000)								
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		(1月につき +所定単位×186/1000)								
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		(1月につき +所定単位×168/1000)								
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ		(1月につき +所定単位×183/1000)								
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき +所定単位×156/1000)								
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき +所定単位×128/1000)								

注  
所定単位は、イからヨまでにより算定した単位数の合計

：「特別地域小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注			
		夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合	介護従業者 の員数が基準 に満たない場 合	身体拘束廃 止未実施減 算	高齢者虐待防 止措置未実施 減算	業務継続計画 未策定減算	3ユニットで夜 勤を行う職員 の員数を2人 以上とする場 合	夜間支援体制 加算(Ⅰ)	夜間支援体制 加算(Ⅱ)	認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	若年性認知症 利用者受入加 算
イ 認知症対応型共同生活 介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 ( 765 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき +50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +120単位
		要介護2 ( 801 単位)										
		要介護3 ( 824 単位)										
		要介護4 ( 841 単位)										
		要介護5 ( 859 単位)										
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 ( 753 単位)										
		要介護2 ( 788 単位)										
		要介護3 ( 812 単位)										
		要介護4 ( 828 単位)										
		要介護5 ( 845 単位)										
ロ 短期利用認知症対応型 共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活 介護費(Ⅰ)	要介護1 ( 793 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-3/100	1日につき +50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +120単位
		要介護2 ( 829 単位)										
		要介護3 ( 854 単位)										
		要介護4 ( 870 単位)										
		要介護5 ( 887 単位)										
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活 介護費(Ⅱ)	要介護1 ( 781 単位)										
		要介護2 ( 817 単位)										
		要介護3 ( 841 単位)										
		要介護4 ( 858 単位)										
		要介護5 ( 874 単位)										
注 入院時費用												
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)												
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)												
ニ 協力医療機関連携加算 (イを算定する場合のみ算定)												
ホ 医療連携体制加算												
ヘ 退居時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)												
ト 退居時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定)												
チ 認知症専門ケア加算												
リ 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)												
ヌ 生活機能向上連携加算												
ル 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)												
ヲ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)												
ワ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)												
カ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)												
ヨ 高齢者施設等感染対策向上 加算												
タ 新興感染症等施設療養費												
レ 生産性向上推進体制加算												
ソ サービス提供体制強化加算												
ツ 介護職員等処遇改善加算												
注 所定単位数は、イからソまでにより算定した単位数の合計												

利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定

注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合

※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注		注		注		注		注	注					
		看護・介護職員の人数が基準に満たない場合	身体拘束防止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務総計未実施減算	入居継続支援加算(Ⅰ)	入居継続支援加算(Ⅱ)	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	個別機能訓練加算(Ⅰ)	個別機能訓練加算(Ⅱ)	ADL維持等加算(Ⅰ)	ADL維持等加算(Ⅱ)	夜間看護体制加算(Ⅰ)	夜間看護体制加算(Ⅱ)	若年性認知症入居者受入加算	協力医療機関連携加算	口腔衛生管理体制加算	口腔・栄養・スクリーニング加算	
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (546 単位)	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき +36単位	1日につき +22単位	1月につき +120単位 (3月に1回を限度)	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1月につき +20単位	1月につき +30単位	1月につき +60単位	1日につき +18単位	1日につき +9単位	1日につき +120単位	相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合 1月につき +100単位	左記以外の協力医療機関と連携している場合 1月につき +40単位	1月につき +30単位	1回につき +20単位 (6月に1回を限度)
	要介護2 (614 単位)																			
	要介護3 (685 単位)																			
	要介護4 (750 単位)																			
	要介護5 (820 単位)																			
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (546 単位)	-1/100	-1/100	-3/100	-3/100	1日につき +36単位	1日につき +22単位	1月につき +120単位 (3月に1回を限度)	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1月につき +20単位	1月につき +30単位	1月につき +60単位	1日につき +18単位	1日につき +9単位	1日につき +120単位	相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合 1月につき +100単位	左記以外の協力医療機関と連携している場合 1月につき +40単位	1月につき +30単位	1回につき +20単位 (6月に1回を限度)
	要介護2 (614 単位)																			
	要介護3 (685 単位)																			
	要介護4 (750 単位)																			
	要介護5 (820 単位)																			
ハ 施設・送所連携加算(イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)																		
ニ 看護介介護加算(イを算定する場合のみ算定)	(1)看護介介護加算(Ⅰ)	(1) 死亡日前31日以上45日以下 (1日につき 73単位を加算)																		
		(2) 死亡日前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)																		
	(2)看護介介護加算(Ⅱ)	(1) 死亡日前31日以上45日以下 (1日につき 572単位を加算)																		
		(2) 死亡日前4日以上30日以下 (1日につき 644単位を加算)																		
ホ 遠隔診療提供加算(イを算定する場合のみ算定)		(250単位)																		
ヘ 認知症専門ケア加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)																		
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)																		
ト 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)																		
リ 新興感染症等感染対策費	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を加算)																		
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	(1月につき 5単位を加算)																		
ス 生産性向上推進体制加算		(1月に1回、連続する65日を限度として 240単位を算定)																		
ル サービス提供体制強化加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)																		
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)																		
メ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)																		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)																		
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)																		
フ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(イ)	注 所定単位は、イからみまでにより算定した単位数の合計																		
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(ロ)	(1月につき +所定単位×148/1000)																		
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(ハ)	(1月につき +所定単位×159/1000)																		
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(ニ)	(1月につき +所定単位×242/1000)																		
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×153/1000)																		
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×130/1000)																		
(7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位×108/1000)																			

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。



8 複合型サービス費

基本部分		注		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
		登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	身体拘束廃止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	過少サービスに対する減算	サテライト体制未整備減算	特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)		
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1( 12,447 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	×97/100	+15/100	+10/100	+5/100	-925単位	-925単位	-30単位	
		要介護2( 17,415 単位)											-925単位	-925単位	-30単位	
		要介護3( 24,481 単位)											-925単位	-925単位	-30単位	
		要介護4( 27,766 単位)											-925単位	-925単位	-30単位	
		要介護5( 31,408 単位)											-925単位	-925単位	-30単位	
(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1( 11,214 単位)	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	×97/100	+15/100	+10/100	+5/100	-925単位	-925単位	-30単位			
	要介護2( 15,691 単位)										-925単位	-925単位	-30単位			
	要介護3( 22,057 単位)										-925単位	-925単位	-30単位			
	要介護4( 25,017 単位)										-925単位	-925単位	-30単位			
	要介護5( 28,298 単位)										-925単位	-925単位	-30単位			
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)																
ハ 初期加算(イを算定する場合のみ算定)(1日につき 30単位を加算)																
ニ 認知症加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ)(1月につき 920単位を加算)															
	(2) 認知症加算(Ⅱ)(1月につき 890単位を加算)															
	(3) 認知症加算(Ⅲ)(1月につき 760単位を加算)															
	(4) 認知症加算(Ⅳ)(1月につき 460単位を加算)															
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))																
ヘ 若年性認知症利用者受入加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき 800単位を加算)																
ト 栄養アセスメント加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき 50単位を加算)																
チ 栄養改善加算(イを算定する場合のみ算定)(1回につき 200単位を加算(1月に2回を限度))																
リ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))															
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))															
ヌ 口腔機能向上加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)(1回につき +150単位(月2回を限度))															
	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)(1回につき +160単位(月2回を限度))															
ル 退院時共同指導加算(イを算定する場合のみ算定)(1回につき 600単位を加算)																
フ 緊急時対応加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき 774単位を加算)																
ワ 特別管理加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算(Ⅰ)(1月につき 500単位を加算)															
	(2) 特別管理加算(Ⅱ)(1月につき 250単位を加算)															
カ 専門管理加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき 250単位を加算)																
コ ターミナルケア加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき 2,500単位を加算)																
ク 遠隔死亡診断補助加算(イを算定する場合のみ算定)(150単位を加算)																
レ 看護体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ)(1月につき 3,000単位を加算)															
	(2) 看護体制強化加算(Ⅱ)(1月につき 2,500単位を加算)															
ロ 訪問体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき 1,000単位を加算)																
ツ 総合マネジメント体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)(1月につき 1,200単位を加算)															
	(2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)(1月につき 800単位を加算)															
ネ 褥瘡マネジメント加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(1月につき 3単位を加算)															
	(2) 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)(1月につき 13単位を加算)															
ナ 排せつ支援加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 排せつ支援加算(Ⅰ)(1月につき 10単位を加算)															
	(2) 排せつ支援加算(Ⅱ)(1月につき 15単位を加算)															
	(3) 排せつ支援加算(Ⅲ)(1月につき 20単位を加算)															
ラ 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき 40単位を加算)																
ム 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(1月につき 100単位を加算)															
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)(1月につき 10単位を加算)															
ウ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1月につき 750単位を加算)														
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1月につき 640単位を加算)														
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1月につき 350単位を加算)														
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1日につき 25単位を加算)														
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1日につき 21単位を加算)														
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1日につき 12単位を加算)														
キ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ(1月につき +所定単位×169/1000)	注 所定単位は、イからウまでにより算定した単位数の合計														
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ(1月につき +所定単位×177/1000)															
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ハ(1月につき +所定単位×185/1000)															
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ニ(1月につき +所定単位×174/1000)															
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき +所定単位×153/1000)															
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)(1月につき +所定単位×125/1000)															

注：「特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入



2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注	注	注	注	注	注	
		登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準に満たない場合 又は	身体拘束廃止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要支援1 ( 3,450 単位)					×70/100	+15/100	+10/100	+5/100	
	要支援2 ( 6,972 単位)										
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 ( 3,109 単位)	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100	
		要支援2 ( 6,281 単位)									
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算)									
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))									
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)									
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 1,200単位を加算)									
		(2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)									
ト 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)									
		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)									
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))									
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)									
ヌ 生産性向上推進体制加算		(1)生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)									
		(2)生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)									
ル サービス提供体制強化加算		(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算)								
			(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算)								
			(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)								
		(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算)								
			(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算)								
			(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)								
ヲ 介護職員等処遇改善加算		(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×171/1000)		注 所定単位は、イからルまでにより算定した単位数の合計							
		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×186/1000)									
		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×168/1000)									
		(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×183/1000)									
		(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×156/1000)									
		(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×128/1000)									

：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	
			夜勤を行う職員 の勤務条件基 準を満たさない 場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合 又は 介護従業者の 員数が基準に 満たない場合	身体拘束廃止 未実施減算	高齢者虐待防 止措置未実施 減算	業務継続計画 未策定減算	3ユニットで夜 勤を行う職員の 員数を2人以上 とする場合	夜間支援体制 加算(Ⅰ)	夜間支援体制 加算(Ⅱ)	認知症行動・心 理症状緊急対 応加算	若年性認知症 利用者受入加 算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 ( 761 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +25単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 ( 749 単位)										
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 ( 789 単位)				-1/100			1日につき -50単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)		
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 ( 777 単位)										
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定									
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)									
ニ 退居時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)			(250単位を加算)									
ホ 退居時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定)			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))									
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)										
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)										
ト 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	(1月につき 150単位を加算)										
	(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	(1月につき 120単位を加算)										
チ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)										
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき 200単位を加算)										
リ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき +30単位を加算)									
ヌ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)									
ル 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))									
ヲ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)									
ワ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を加算)										
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	(1月につき 5単位を加算)										
カ 新興感染症等施設療養費			(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)									
ヨ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)										
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)										
タ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)										
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)										
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)										
レ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	(1月につき +所定単位×210/1000)	注 所定単位は、イからタまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	(1月につき +所定単位×228/1000)										
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	(1月につき +所定単位×202/1000)										
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	(1月につき +所定単位×220/1000)										
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×179/1000)										
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位×149/1000)										

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。